

# **こども子育て複合施設整備事業**

## **要求水準書**

令和 7 (2025) 年 11 月  
大 阪 狹 山 市

# こども子育て複合施設整備事業 要求水準書

## -目 次-

<b>第1章 総則</b>	1
1. 要求水準書の位置付け	1
2. 本事業の性能規定	1
3. 要求水準の遵守	1
4. 要求水準の変更	1
5. 本事業の範囲	1
6. 事業期間	2
(1) 設計・建設期間	2
(2) 供用開始日	2
7. 適用法令等	2
(1) 法令・施行令等	2
(2) 条例等	3
(3) 施行規則等	3
(4) 適用基準等	3
8. 事業責任者の配置	4
9. モニタリングの実施	4
(1) セルフモニタリングの実施	4
(2) 報告書の作成	5
10. 地域貢献	5
<b>第2章 本施設の整備にかかる要求水準</b>	6
1. 基本条件	6
(1) 敷地概要	6
(2) 敷地周辺インフラ整備状況	6
(3) 地盤データ	7
(4) 土壤について	7
(5) 埋蔵文化財について	7
(6) 地中障害物等について	7
2. 施設の整備方針	7
(1) 施設機能の概要	7
(2) 本事業計画地	7
(3) 敷地アプローチ	9
(4) ゾーニング	9
(5) 動線計画	9
(6) その他	9
3. 整備する施設の内容	9
(1) 複合施設の概要	9
(2) 複合施設の構成	9
4. 施設の閉館時間及び休館日	11
5. 施設計画に関する要求水準	11
(1) 本施設の基本コンセプト及び整備方針	11
(2) 施設整備の基本的性能	12

<b>第3章 設計業務、工事監理業務に関する要求水準</b>	13
1. 設計業務	13
(1) 概要	13
(2) 設計及び施工の工程表の作成	13
(3) 設計図書の作成	13
(4) 打合せ記録の作成	14
(5) 各種許認可申請業務	14
(6) 交付金申請等補助業務	14
(7) 小学校との敷地設定に関する協議	14
2. 工事監理業務	15
(1) 概要	15
(2) 工事監理記録等の作成	15
<b>第4章 解体及び建設工事の業務に関する要求水準</b>	16
1. 工事費積算及びコスト管理業務	16
(1) 概要	16
(2) 工事費見積内訳書の作成	16
(3) コスト管理業務	16
(4) 設計数量対比表及び集計表の作成	16
2. 解体及び建設工事	17
(1) 概要	17
(2) 基本事項	17
(3) 必要となる解体の範囲	17
(4) 使用材料及び備品等の詳細に係る確認	18
(5) 解体及び撤去工事の配慮事項	18
(6) 電波障害対策工事	18
(7) 地中障害物の撤去、搬出及び処理	18
(8) 申請及び届出	18
(9) 工事内容の説明	18
(10) 解体及び撤去工事の配慮事項	19
(11) 竣工図書の作成	19
(12) 施設の維持保全に係る資料の作成	19
(13) 完成写真等	20
(14) その他	20
3. 工事完成後業務	22
(1) 事後調査	22
(2) 事業者による完了検査	22
(3) 工事完了手続	22

## 第Ⅰ章 総則

### Ⅰ. 要求水準書の位置付け

この要求水準書（以下、「本書」という。）は、大阪狭山市（以下、「市」という。）が、こども子育て複合施設整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者（以下、「事業者」という。）を選定するにあたり、「実施要領等」と一体のものとして位置付けるものである。

また、市が事業者に要求するサービス水準を示し、本事業への具体的な提案を求めるための資料として提示するものである。本書に示す各業務を実施できる複数の事業者で構成されるグループ（以下、「参加者」という。）の各事業者は、本書の内容を十分に理解し、本書及び実施要領等に示す諸条件を満たす限りにおいて、本事業に対し、さらに良質な空間・機能形成に向けた提案を自由に行うことができる。

### 2. 本事業の性能規定

本書は、市が本事業に求める最低水準を規定するものである。事業者は、本書に具体的な性能要求のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、具体的な性能要求のない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。また、個々の業務の実施体制、作業頻度、方法等の具体的な仕様については、事業者がその要求水準と同等又はそれ以上の提案を行うものとし、市はその提案を積極的に取り入れるものとする。

なお、性能を規定している事項について、規定する要求水準以上の優れた提案を行った場合には、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として、優先的に適用されるものとする。

### 3. 要求水準の遵守

事業者は、本業務の実施において要求水準を遵守しなければならない。市は、事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、業務のモニタリングを行うものとする。

### 4. 要求水準の変更

市は、本事業の実施期間中に要求水準の見直しを行い、その変更を行うことがある。市は、要求水準の変更を行う場合は、事業者と協議の上、必要な手続きを行うものとする。

### 5. 本事業の範囲

本事業の対象範囲は、次の通りとする。

- ・設計業務（基本設計、実施設計及び必要に応じた関連業務含む）
- ・工事監理業務
- ・解体（※）及び建設工事
- ・その他上記の業務を実施する上で必要な業務

※解体工事及びそれに伴う設計業務の範囲は、事業者提案を可能とする。

## 6. 事業期間

本事業の設計・建設の期間は次の通りとする。なお、令和11年4月1日の供用開始を延長しない範囲での設計・建設期間等の変更は可能とする。

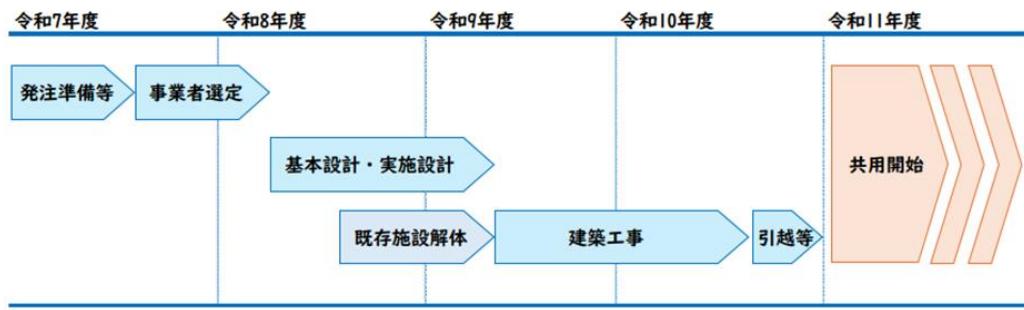
### (1) 設計・建設期間

令和8年7月～令和10年12月

### (2) 供用開始日

令和11年4月1日

【事業スケジュールの目安】



## 7. 適用法令等

新しくこども園と子育て支援センター（地域子育て支援拠点機能）を複合化する、こども子育て複合施設（以下、「本施設」という。）の設計、建設及び工事監理業務の実施にあたっては、以下に示す関係法令や条例、及びそれらに基づく施行令、施行規則、告示、要綱等（以下、「法令等」という。）を遵守すること。

また、以下に限らず、本事業に関連する全ての法令等についても事業者の責任において確認し遵守すること。

なお、本要求水準書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議の上、対応を決定するものとする。

### (1) 法令

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・下水道法（昭和33年法律第22号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・電気事業法（昭和26年法律第170号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 45 年法律第 107 号）
- ・駐車場法（昭和 40 年法律第 42 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・建築士法（昭和 27 年法律第 202 号）
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・その他関連法令

## （2）条例等

- ・大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例（平成 27 年大阪狭山市条例第 1 号）
- ・大阪狭山市開発指導要綱（平成 2 年大阪狭山市要綱第 4 号）
- ・大阪狭山市中高層建築物等に関する指導要綱（平成 2 年大阪狭山市要綱第 4 号）
- ・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 18 年大阪府条例第 88 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・大阪狭山市大阪府屋外広告物条例施行規則（平成 22 年大阪狭山市規則第 30 号）
- ・大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・その他関連条例等例規
- ・条例等については設計業務において、関係所管との協議によりその内容を確認すること。

## （3）施行規則等

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
- ・学校環境衛生基準（文部科学省告示第 54 号）

## （4）適用基準等

設計業務、工事監理業務及び解体工事、建設工事の実施にあたっては、以下に示す基準等を適用するものとする。

また、以下に記載のない基準等であっても、本事業の実施に必要となる関連基準等についても事業者の責任において確認し適用するものとする。なお、性能に支障がなく、かつ

本市の承諾が得られた場合はこの限りでない。

各種基準等については各省庁・機関監修の最新版を参照すること。

- ・建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（建築研究所）
- ・昇降機耐震設計・施行指針（建築研究所）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計計算書作成の手引き（国土交通省）
- ・建築物工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

## 8. 事業責任者の配置

本事業の実施にあたり、事業者は事業全体についての総合的な調整を行う統括管理技術者を配置し、本事業の契約締結後、速やかに市に通知すること。また、変更する場合も同様とする。

統括管理技術者には、グループの代表企業（施工企業の代表構成員）の正社員（常勤で任期の定めなく直接雇用されている者をいう。）から配置すること。

## 9. モニタリングの実施

市は事業者が行った業務の内容が、契約に基づき適正かつ確実に履行されているかについて、隨時確認（以下、「モニタリング」という。）を行う。また、事業者は、市によるモニタリングを受ける前に本事業で提供すべき要求水準を満たす業務として、本公募における実施要領等、及び事業者からの提案内容（以下、「要求水準書等」という。）の履行を自ら確認（以下、「セルフモニタリング」という。）すること。セルフモニタリングの実施結果について報告書を作成し、市に提出し報告すること。

### （1）セルフモニタリングの実施

事業者は下記のタイミングでセルフモニタリングを実施すること。

- ① 業務計画書等提出時

- ② 設計時及び施工時の部分払を受けるとき
- ③ 工事完成時

## (2) 報告書の作成

事業者は下記の内容を記載したセルフモニタリング報告書を作成すること。

- ① セルフモニタリング実施状況
- ② 要求水準書等確認報告書
- ③ 要求水準書等の未達内容、影響、対応時期
- ④ 要求水準書等の内容で未達が発生する場合の改善方策

## 10. 地域貢献

- (1) 事業者は、本事業の実施に当たり、地域での雇用促進、物品の調達及び工事等の発注に配慮すること。特に地元住民の就労機会の確保に努めること。
- (2) 事業者は、周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。
- (3) 事業者は、地元企業が技術的、経営的に成長するための支援に努めること。

## 第2章 本施設の整備にかかる要求水準

### I. 基本条件

#### (1) 敷地概要

事業計画地	大阪狭山市西山台3丁目2-1
敷地面積	約4,700m <sup>2</sup>
土地所有者	大阪狭山市
前面道路	敷地西側：市道今熊大野線（幅員16m） 〔建築基準法第42条第1項1号道路〕 敷地北側：市道ニュータウン環状線（幅員16m） 〔建築基準法第42条第1項1号道路〕 敷地東側：市道狭山河内長野線（幅員19m） 〔建築基準法第42条第1項1号道路〕 ※北側道路、東側道路について、高低差あり（人・自動車進入不可）
都市計画区域等	都市計画区域内 建ぺい率60% 容積率200%
用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域・準防火地域	準防火地域
その他地域	なし
高度地区	なし
日影規制	対象建築物の高さ10mを超える場合 測定面地盤+4m、 規制時間5時間、3時間
道路斜線	勾配1.25（適用距離20m）
隣地斜線	立上り20m、勾配1.25

※上記基本条件における規制内容については必要に応じ事業者にて各管理者に確認すること。

#### (2) 敷地周辺インフラ整備状況

敷地周辺のインフラ整備状況は以下の通りである。詳細については、「諸室の要求水準書 第2章 3. 建築設備の要求事項」に記載のインフラ整備状況及び参考資料⑤「インフラ施設現況図」を参照すること。

（尚、ぽっぽえんは現在の市立子育て支援センター「ぽっぽえん」を、小学校は「市立南第一小学校」を示す。）

上下水道：整備済、電気：供給区域内、ガス：都市ガス供給区域内

上水道	ぽっぽえん：敷地西側道路から供給 小学校：敷地西側道路から供給し、管理棟北側の受水槽へ接続
下水道（雨水・汚水分流方式）	汚水：敷地北側道路の公共下水道へ接続 雨水：敷地北側道路の公共下水道へ接続
ガス	ぽっぽえん：ガス供給なし 小学校：都市ガスが敷地北側道路から供給（80A）
電気	ぽっぽえん：敷地北側道路の電柱から受電
その他	その他の通信等のインフラ等については事業者提案にあわせて調査すること。

### (3) 地盤データ

現状の地盤の高低差等については、参考資料③「参考資料③\_既存施設の図面」を参照すること。敷地近傍の地盤調査結果については、参考資料④「地盤調査報告書」を参照すること。

### (4) 土壌について

本事業計画地は、有害物質使用特定施設に該当していないが、計画により届出が必要となる場合は土壤汚染対策法第4条に定めるところによる届出をすること。

### (5) 埋蔵文化財について

本事業計画地は、埋蔵文化財の発掘届不要地となっているが、施工に際しては、事業者の責任において大阪狭山市教育委員会に確認すること。

### (6) 地中障害物等について

想定外の地中障害物等が発見された場合には、市と事業者との間において、その処分及び対策に要する費用の分担について、協議し、対応するものとする。

## 2. 施設の整備方針

### (1) 施設機能の概要

本施設は、同じ年齢集団での活動や、異年齢間での交流を通して、こどもたちが刺激しあい、学びあう機会を持つことのできる機能と保護者向けに子育てに関する相談や講座等が行える機能を備えるものとすること。

各機能に必要な諸室の考え方は別紙「諸室の要求水準書」に示す。諸室の構成については、利用者や施設の運営スタッフの動線に配慮するとともに、関連諸室等との連携に配慮した、適正な配置を行うこと。

なお、本施設はエネルギー消費量の削減に取り組むこと。

### (2) 本事業計画地

本事業計画地は、ぼっぽえんの敷地に加えて、小学校低学年棟付近の敷地の一部をえた範囲である。小学校低学年棟には、渡り廊下があり、それらを解体した後にできる用地を利用する。

なお、事業地については、航空写真(P8)のように技術提案書における提案事項を踏まえ、協議が必要となる事項を含んでおり、以下に留意すること。

- ・本施設と小学校の敷地境界については、想定する範囲における協議事項であること。
  - ・小学校の管理棟北西部にある小学校用の受水槽については、残置を基本とするが、敷地の有効利用の観点は費用対効果を踏まえて移設、あるいは水道直結(増圧)方式に変更することも可能とすること。
  - ・小学校の小運動場には、菜園の設置(復元)を含め、本施設利用児童と小学校在園児の連携・交流の広場として活用することを想定し、多様な活動内容を踏まえた敷地活用案を検討※すること。
- ※小運動場における、飼育小屋及び市指定遊具は撤去するとともに、残置可能設備の取り扱いについては、対応の方針を踏まえ、市と協議する。



「出典：国土地理院撮影の空中写真（令和4年撮影）を加工して作成」

#### 【敷地の説明】

赤枠：当初想定敷地

ぽっぽえん及び小学校（低学年棟）を解体のうえ、本施設の敷地として活用する予定の敷地

黄枠：協議により変動可能な敷地

要求水準書や技術提案書の中で、協議のうえ本施設の敷地として活用する予定の敷地（受水槽部分は必要な対応の実施が前提）

青枠：小学校小運動場敷地

引き続き、小学校の小運動場として活用を予定する敷地。ただし、共同利用を予定する菜園の復元敷地とするほか、幼こ小の連携スペースとの多様な活動を想定した敷地

#### 【別途対応が必要な設備】

A : 受水槽

残置又は移設協議（直圧による引き込みも検討可（別途、協議が必要）

B : 菜園

既設（50 m<sup>2</sup>）は撤去し、小運動場内（青枠内）に 100 m<sup>2</sup>程度（本施設利用児童及び小学校在園児が共同で利用）で復元

C、D : 雲梯、輪っかのジャングルジム

小学校運動場に移設又は撤去

#### 【撤去する設備】

- ①鉄棒、②ブランコ、③タイヤ、④滑り台、⑤ジャングルジム、⑥飼育小屋

### (3) 敷地アプローチ

周辺道路との高低差を鑑み、敷地へのアプローチはぽっぽえんと同じ敷地南西部のスロープを通る計画とすること。

また、同アプローチ部分は、小学校の生徒も日常的に利用しているため、今後の利用にも配慮した計画とすること。

### (4) ゾーニング

こども園と子育て支援センターは1つの施設で整備し、各々の機能がまとまり、交錯しないゾーニングとすること。こども園と子育て支援センターの園庭は別々に整備することとし、極力、建物による影が生じない位置に配置すること。

駐車場・駐輪場は、敷地形状や敷地内の安全性と限りある敷地面積の活用の観点から、無駄のない位置に配置すること。

### (5) 動線計画

来訪者が視認しやすいアプローチ動線とすること。また、こども園と子育て支援センターの動線は交錯しない計画として、エントランス、玄関を別とすること。なお、駐車場・駐輪場は共同利用可能とする。

駐車場と計画建物との間は歩車分離を図り、駐車場から建物までの安全な歩行者および自転車動線を確保すること。駐車場内には車両の転回スペースを設け、車両が安全に出入庫できるようにすること。

こども園の入り口付近には送迎バスが停車できるスペースを確保し、安全に乗り降りできるよう計画すること。

### (6) その他

現在のぽっぽえん及び小学校は、敷地外周の擁壁に沿って、こどもの飛び出しや転落防止等の安全面から必要な設備であるフェンスがあるが、既存利用又は既存のフェンスを撤去し、新しくフェンスを設ける等、いずれの場合においても安全が確保されるようにすること。

小学校の管理棟は解体する低学年棟と渡り廊下でつながっており、小学校の一部解体に伴う二方向避難の要否、及び小学校との敷地境界設定により生じる集団規定の対応（延焼線による防火設備改修等）も含めて、解体及び新設に伴う小学校の法適応について事業者が協議の上対応すること。

## 3. 整備する施設の内容

本事業で整備する施設の内容は次の通りである。

### (1) 複合施設の概要

- ① こども園と子育て支援センターは、利用者が異なり、別の機能であるため、エントランスを含めて、動線やエリアが交錯しない配置とすること。
- ② セキュリティに配慮し、来訪者が視認しやすい位置に職員室等の管理機能を配置すること。また、共用をはじめとする、管理機能はこども園と子育て支援センターの両方に対応するため、両機能にスムーズにアプローチできる位置に設けること。

- ③ こども園の乳幼児保育のための保育室等（「第2章 3. (2) ア 複合施設」の表参照）は、非常災害時等においても、安全に、かつ円滑な避難できる場所に配置すること。
- ④ 整備にあたっての諸室の詳細な要求水準は「諸室の要求水準書」を参照すること。

## (2) 複合施設の構成

- ① 複合施設の構成は下記の通りである。施設毎の規模は目安として示しており、実際の計画により決定する。
- ② 敷地面積 4,700 m<sup>2</sup>の内、約 1,000 m<sup>2</sup>は法面や擁壁を含む部分となるため計画上留意すること。

### ア 複合施設

施設	機能	諸室	要求面積
こども園	乳幼児保育機能	保育室等（壁芯、室内の収納スペースを含んだ面積） (0歳児室（乳児室）、1歳児室（ほふく室）、2～5歳児室（保育室）)	600 m <sup>2</sup>
		多目的室（にこにこルーム（仮称））	25 m <sup>2</sup>
	遊び・体験・学習機能	遊戯室（ホール）、図書コーナー	250 m <sup>2</sup>
	サービス機能	調理室	100 m <sup>2</sup>
	その他	トイレ、シャワー・更衣室（園児プール用）、洗濯室、倉庫、その他	300 m <sup>2</sup>
子育て支援センタ－	支援機能	プレイルーム、乳児等通園支援事業（一時預かり室）、授乳室（調乳室）	200 m <sup>2</sup>
	研修・相談機能	相談室、会議室・研修室	130 m <sup>2</sup>
	その他	トイレ、倉庫、その他	100 m <sup>2</sup>
共用	管理機能	職員室、医務室、更衣室、休憩室	150 m <sup>2</sup>
	その他	廊下・玄関・エントランス等、屋外倉庫、屋外トイレ、ごみ置場等	800 m <sup>2</sup>

### イ 外構施設

施設	機能	諸室	要求面積
屋外	遊び・体験・学習機能	園庭（こども園）	800 m <sup>2</sup>
		園庭（子育て支援センター）	200 m <sup>2</sup>
	その他	駐車場・駐輪場・その他	1,300 m <sup>2</sup>

#### 4. 施設の開館時間及び休館日

こども園では1号利用の預かり保育時間の拡充や通園バスを導入する等、サービス内容については、一部見直しを含めた検討を進めるが、現在の運営状況を踏まえつつ、開園（開館）日等については、次表の通りとする。

	大阪狭山市立こども園		子育て支援センター (ぽっぽえん)
	1号	2号・3号	
開園（開館）日	月曜日～金曜日 (土・日・祝、長期休業期間を除く)	月曜日～土曜日 (日・祝、年末年始を除く)	日曜日～土曜日 (祝、年末年始除く) ※土・日はあそびの広場のみ
保育（開館）時間	9:00-14:00 (17:00まで預かり保育)	7:15-19:15 (延長保育含む)	9:00-17:30 (園庭開放は10:00～17:00)
サービスの内容	就学前児童への教育・保育 預かり保育・延長保育 未就園児事業、園庭開放 給食（自園調理） 地域ボランティアによる英語教育・読み聞かせイベント 等		

#### 5. 施設計画に関する要求水準

##### (1) 本施設の基本コンセプト及び整備方針

【めざすこども像】

「自分らしく生き生きと仲間とともにがんばる子」

(自分が好き・友だちが好き・こども園が好き・みんなが笑顔のこども園)

- 「大阪狭山市の保育教育指針」に基づき、一人ひとりの人権を大切にし、発達過程に応じて、0～5歳児の連続した就学前保育・教育を行う。
- 穏やかで居心地の良い温かな生活空間となるようにする。
- 信頼できる大人との安定した関係を通じて、自己肯定感を持ち、自信を持って行動できる、仲間とともに頑張れるこどもを育成する。
- 子育て支援センターとの複合化により、相互の連携を深め、施設を利用する子どもの交流の機会を創出する。
- 小学校に隣接する環境を生かして、未就学児や児童の多様な学びを展開する。

本施設は、市立幼稚園3園とこども園を本敷地に集約し、ぽっぽえんの機能を持った複合施設として、相互の連携を深め、園児や施設を利用する児童の交流の機会を設けるとともに、小学校に隣接する環境を活かして、未就学児や児童の多様な学びを展開できるように整備する。

## (2) 施設整備の基本的性能

本事業に求める施設の基本的性能は次に掲げるものとする。

【基本性能一覧表】

分野	項目	概要
社会性	地域性 景観性	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、地域社会への貢献や周辺環境との調和を図り、施設の外観および外部空間について立地に見合った良好な景観が形成されること。</li> </ul>
環境保全	環境負荷低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替え、解体も含めた総合的な環境負荷低減が図ること。</li> <li>人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコマテリアルの建設資機材を選定すること。</li> <li>施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用を図り、総合的に環境負荷低減を図ること。</li> <li>設備機器については、省エネルギー機器を積極的に導入し、光熱水費の節減を図ること。</li> <li>廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用を促進し、建設工事においてリサイクル資材の活用に配慮すること。</li> </ul>
	ライフサイクルコストの低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理が図られること。</li> <li>イニシャルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮した、ライフサイクルコストの低減を図ること。</li> </ul>
	周辺環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性や信頼性の高い材料・設備の採用等、施設の長寿命化を図るとともに、維持管理や修繕のしやすさ、設備更新の搬入経路の確保等、運用後の更新、修繕を容易に行えるようにすること。</li> <li>利用者が使うエリアにある器具類は、十分な破損防止対策を行ったうえで、交換が容易な仕様とすること。</li> </ul>
安全性	防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の地震災害及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性が確保されること。</li> <li>火災に対して、人命、財産・情報における耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難の安全が確保されること。</li> <li>水害に対して、雨水流出抑制対策を行う等、人命等の安全が確保されること。</li> <li>風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。</li> <li>常時荷重により構造体に使用上の支障が生じないこと。</li> </ul>
	機能維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインが途絶した場合でも、一定の機能維持が図られること。</li> </ul>
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。</li> </ul>

## 第3章 設計業務、工事監理業務に関する要求水準

### I. 設計業務

#### (1) 概要

事業者は、設計業務について要求水準書及び技術提案書に基づき、市と十分に協議を行い遂行するものとする。なお、設計業務と並行して、市による管理運営計画の検討及び策定を予定している。施設の管理運営は、基本的に市の運営方針に基づき検討を行う前提とするが、可能な範囲で設計内容の調整を行う等、市と密接な連携を行い、より使いやすく効率的な施設づくりをめざす。

また、本施設はこどもや保護者のような避難弱者となる利用者が多いため、安全な施設運営に向けて、防災評定の有無に関わらず、防災計画書の作成、防災対策の検討の際には市に協力すること。

##### ① 基本設計

基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとすること。

主要な寸法、納まり、材料及び技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。なお、設計の節目となるタイミングにおいて、印象的デザインを創出するためのイベントの実施や専門家等を交えたデザインの協議等、市に対して必要な提案・協力をすること。

##### ② 実施設計

実施設計は、基本設計の内容が市により確認された後、これに基づく工事の実施に必要かつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。

##### ③ 解体設計

解体設計は、既存建物及び既存遊具の解体に対して、安全で環境に配慮した適切な施工をするために十分な解体設計図書を作成すること。

#### (2) 設計及び施工の工程表の作成

事業者は、基本設計着手前に、次の①～⑤に掲げる項目を内容とする設計及び施工の工程表を作成し、市に提出すること。竣工引渡しは令和10年12月末日までとするが、これを早める提案の場合はそれに応じた工程表とすること。

- ① 各種調査の工程
- ② 基本設計の工程
- ③ 実施設計の工程及び各種申請、建築確認申請等の行政関連手続の工程
- ④ 解体設計及び解体工事の工程
- ⑤ 建設工事の工程
- ⑥ 市への引渡し工程

#### (3) 設計図書の作成

##### ① 図面の作成

図面の作成は、CADによること。（納品は、DXF及びJWW形式）

##### ② 設計に係る資料の提出

図面その他の設計に係る資料は、市に提出すること。

### ③ 基本設計図書の提出

基本設計終了時に、市に提出する基本設計図書は、別紙1「基本設計完了時成果品リスト」の通りとすること。基本設計図書の内容については、別途指定する設計図書の構成によるものとし、詳細は市との協議により作成すること。

### ④ 実施設計図書の提出

建設工事着手前に、市に提出する実施設計図書は、別紙2「実施設計完了時成果品リスト」の通りとすること。実施設計図書の内容については、別途指定する設計図書の構成によるものとし、詳細は市との協議により作成すること。

### ⑤ 解体設計図書の提出

解体工事着手前に、市に提出する解体設計図書は解体工事の見積内訳書を作成するに足る図書一式とし、建物等の構造、構成する部材や発生材の数量、解体範囲の建物以外の外構関連を把握できるようにすること。詳細は市との協議により作成すること。

## (4) 打合せ記録の作成

事業者は、市及び関連する行政機関等と打合せを行ったときは、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録の上市に提出し、相互に確認を行うこと。

## (5) 各種許認可申請業務

事業者は、設計に伴う開発関連（都市計画法29条許可及び同法37条等）の許認可申請の手続きは不要であるが、市の開発指導要綱に基づく協議を行うこと。また、省エネ適合性判定、構造適合性判定、確認申請等、必要となる一切の申請及び手続等を行うこと。（各種申請に係る手数料は事業者負担とする。）

各種許認可申請に伴い市に提出する各副本以外に、電子データとしてCD-R等にまとめ提出すること。なお、保存形式はPDFとする。

## (6) 交付金申請等補助業務

市は、本施設の各年度を基本とした出来高に応じて、国庫交付金の充当を予定している。事業者は、交付金申請、その他関連する書類の作成を行う上で必要となる資料の作成に協力するものとし、毎年度、市が指定する期日までに、工事中間出来高算定の基準に基づき、事業に係る出来高明細書を作成し、市に提出するとともに、市による出来高検査に応じること。

また、市への会計検査等があった場合、必要な協力をすること。

## (7) 小学校との敷地設定に関する協議

本施設と小学校の敷地境界や既存設備等への対応方針（「第2章 2.(2)本事業計画地」参照）については、提案内容を踏まえ、市と協議のうえ最終決定するとともに、「公立学校施設の実態調査」や「施設台帳」の更新に必要な情報を整理し、提供するなど必要な協力をすること。

また、小学校の敷地形状・面積が変わり、小学校の確認申請の変更申請が必要となるため、小学校の校舎・渡り廊下減築協議を含めて、設計業務にて対応すること。

## 2. 工事監理業務

### (1) 概要

工事監理業務は、建築士法上の工事監理者の立場で行う業務を行うこととし、同法第2条第8項、第18条第3項並びに第20条第3項及び第4項に該当する業務を中心とする。指導監督に関する業務は、建築士法第21条に規定するその他の業務のうち、建築工事の指導監督に該当する業務とする。

また、本事業では解体工事が将来の建築を前提とした一連の工事の一部であることから、解体工事についても工事監理業務の対象とするが、事業者の提案により本事業範囲に解体業務を含まない場合は、その限りではない。

なお、工事監理業務は建築工事監理業務委託共通仕様書、公共建築工事標準仕様書及び建築物工事監理指針、その他「本書第1章 7. (4) 適用基準等」に準じて実施すること。

事業者は、工事監理業務を行うに当たり、建設工事着手前に、工事監理者をもって工事監理計画書を作成し、市に提出の上協議を行うこと。また、業務の進捗に合わせて工事監理計画書の内容を変更した場合は、速やかにその部分を市に提出すること。

### (2) 工事監理記録等の作成

事業者は、工事監理に関する下記の記録を作成し、毎月市に提出すること。

#### ① 月間業務実施表

工事の実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立てること。

その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について、必要事項を記載すること。

#### ② 報告書

施工者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、請負者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめること。

必要に応じ、市からの指示内容が記載された指示書や、施工者と市職員との間の協議内容が記載された協議書についても添付すること。

#### ③ 打合せ記録簿

市及び施工者等との打合せ結果について、打合せ記録簿に必要事項を記載すること。

#### ④ 月報

主要な月間業務実施内容について、業務ごとに簡潔に記載すること。

#### ⑤ 日報

日々の業務内容について、簡潔に記載すること。

## 第4章 解体及び建設工事の業務に関する要求水準

### I. 工事費積算及びコスト管理業務

#### (1) 概要

事業者は、市と締結した施設整備工事請負金額を元に、基本設計から実施設計、竣工引渡しまで、一貫したコスト管理業務を行うこと。

なお、設計条件や要求水準が公募時から変更された場合、基本設計段階で想定できなかった地盤条件等の現場状況の判明、法令改正等の外部要因による変更が必要となった場合等を除き、工事請負金額の変更是認められない。

事業者は、提案通りの設計を行っているか、工事費の増減が発生しないかを常に監視し、必要に応じてVE/CD提案を行い、コスト管理を徹底すること。

#### (2) 工事費見積内訳書の作成

事業者は、施設整備工事請負契約前、基本設計及び実施設計の設計完了時に工事費見積内訳書を作成し、市に提出して報告すること。

工事費見積内訳書の作成においては、事業者提案時から変更された設計条件、要求水準を明確にして、数量・金額の差異を内訳項目ごとの整理すること。なお、設計期間中、市が交付金申請を行うことが予定されているため、申請の提出時期を確認し、作成に必要な資料提供等、作業に協力すること。

各段階における工事費見積内訳書の作成目的は次の通り。

##### ① 基本協定締結前

ア 本契約の前に、二次審査で提出した提案価格見積の金額内訳を把握するため作成する。

##### ② 基本設計完了時

ア 基本設計の成果に基づき、より精度の高い見積りを作成し、基本協定で締結した工事請負金額との整合性を検証する。

イ 大きな乖離がある場合は、設計内容の見直しを協議する。

##### ③ 実施設計完了時（建設工事請負契約前）

ア 詳細な仕様が確定した段階で最終的な工事費見積を作成し、工事予算を確定する。

#### (3) コスト管理業務

事業者は、施工企業にコスト管理業務の主担当者を配置し、実情に沿った予算管理を行うこととする。要求水準書に記載の性能要件や設計条件、事業者提案の内容を把握し、基本設計・実施設計の各段階で、設計内容に対する助言や提案を行い、コスト管理を徹底すること。

変更が生じた場合の手続きや判断基準を市と協議して手戻りのないように留意すること。必要に応じて変更に至った要因やVE/CDによる調整内容が確認できるように、課題管理表や変更管理表を作成し、打合せ時に市に報告すること。

#### (4) 設計数量対比表、及び集計表の作成

工事完了後、実施設計完了時に作成した工事費内訳書に記載の数量と、実際の施工数量を比較した集計表を作成すること。また、市が資産管理項目ごとの工事費内訳を必要とするため、作成作業に協力すること。

## 2. 解体及び建設工事

### (1) 概要

建設工事は、技術提案書及び実施設計図書に基づき行うこととし、事業者が市に提出すべき建設工事中の記録（写真を含む。以下同じ）、報告書の作成及び提出については、次に掲げるところによる。

#### ① 事業者が提出すべき記録、報告書等の作成及び提出

事業者が市に提出すべき施工計画、施工体制、品質管理に係る記録及び報告書等は、公共工事として、参考基準等に示す内容に見合った内容で作成すること。提出すべき記録、報告書等は、その内容が要求水準書等に基づき設計企業が作成した設計図書等に適合しているか、工事監理者による確認を経て提出すること。

事業者は、上記による確認結果を記録し、工事監理状況報告により、当該記録を市に提出すること。なお、報告書の作成に当たって工事監理者から是正を求められた場合は、施工企業等は是正し、その内容及び修正後の再確認に係る記録を併せて市に提出すること。

#### ② 事業者の確認書類・提出時期

- ア 施工計画及び品質管理計画を示した書類（工事監理者による確認を受けたもの）…各部位の施工前
- イ 計画に基づき適切に施工したこと示す施工報告等の書類（工事監理者による確認を受けたもの）…各部位の施工後

#### ③ 出来高の管理

事業者は、建築、設備等の区分ごとに、出来高予定曲線を記入した実施工工程表を作成し、市に提出すること。また、月間工程表を作成し、前月の末日までに市に提出すること。事業者は、建設に係る金額の出来高を算出し、工事期間中は、その出来高による進捗状況報告書を毎月市に提出すること。また、実施工工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超えて遅延した場合は、その理由を明確にして翌月の10日までに市に報告を行うこと。

### (2) 基本事項

- ① 工事の範囲は「第2章 本施設の整備にかかる要求水準」に示す内容とする。
- ② 解体及び建設工事にあたっては、関連法令等を遵守すること。
- ③ 工事や工程の工夫により、工期の順守を図ると共に、適宜、近隣住民等に周知して作業時間に関する了解を得ること。
- ④ 市が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。

### (3) 必要となる解体の範囲

- ① 本事業に伴い必要となる解体の範囲は、既存のぼっぽえん建物、小学校の低学年棟及び渡り廊下、その他既存付帯施設及び外構とし、小学校の小運動場にある飼育小屋、遊具等も含むものとする。事業者の実施する解体範囲は、提案によるものとするが、当該範囲内における地中障害物については、施設・施工計画上支障のないものは、残置することも可とする。残置する場合は、残置物の位置、形状等の記録を作成し、市に提出すること。解体建築物等については、参考資料②「既存施設概要書」及び参考資料③「既存施設の図面」を参照すること。なお、施工計画上、不要となる敷地内の既存樹木については伐採・伐根処分を行うこと。
- ② 建築物等の解体に際しては、建築物等のアスベスト含有材料の使用状況につい

て調査を行い、関連法令に準拠して処分を行うこと。市で実施したアスベスト含有に関する事前の調査では、解体予定の既存建物については、レベルⅠに該当するアスベストは検出されていない。なお、事業者による調査の結果、アスベスト含有物の撤去・処分費の増額が必要になった場合については市の負担とする。

- ③ PCB 使用電気機器及びPCB 含有シーリング材の有無について調査を行い、該当するPCB 機器類等がある場合は関連法令に準拠し、市及び関係行政機関と協議の上、適切な処理方法について提案を行うこと。

#### (4) 使用材料及び備品等の詳細に係る確認

事業者は、使用する備品や、材料の色、柄及び表面形状等の詳細に係る内容、サンプルについて、工事監理者をもって適宜市にその内容を提示し、確認を得ること。なお、調整が必要な場合は、市と協議を行う。

#### (5) 解体及び撤去工事の配慮事項

解体及び撤去工事に際しては、関連法令等を遵守し、事前に必要な調査等を実施し適切な対応を行うとともに、工事中の安全確保を図る等、周辺の環境保全に十分配慮すること。また、工事工程や工事の概要について、近隣住民等に周知するとともに、工事に伴う影響を最小限に抑えるよう努め、工事車両の出入りによる交通障害、工事による騒音及び振動等に配慮すること。

#### (6) 電波障害対策工事

事業者は、建設工事中、周辺への電波障害が発生した場合は、市に報告すること。

#### (7) 地中障害物の撤去、搬出及び処理

事業者は、市が提示した資料からは確認できない地中障害物が発見された場合、市に報告し、市と協議の上、撤去、搬出及び処理を適切に行うこと。

(本公募時に提示している資料において明確になっていない地中障害物の撤去・処分等の費用及び既存杭の撤去・処分等が必要になった場合は市の負担とする)

#### (8) 申請及び届出

事業者は、工事の着手、完了及び供用開始に必要な一切の申請及び届出を行うこと。

#### (9) 工事内容の説明

事業者は、建設工事の着工前に、市が開催する工事説明会用の資料作成等の協力及び工事内容の説明を行うこと。説明会は2回程度とし、下表の内容を予定する。時期や場所等の詳細については、市との協議による。

説明会の内容	役割
事業概要の説明	市
設計理念、趣旨の説明	事業者
配置、平面等の計画内容の説明	事業者
仮設計画、工事車両動線等の説明	事業者
工事スケジュールの説明	事業者
今後のスケジュールの説明	市

## (10) 定点写真の撮影等

工事の進捗状況を広く市民等に知らせるため、インターネット上の市ホームページ等への掲載用として、毎月、工事状況の定点写真撮影を行う。

工事中及び竣工時においては、工事各工種の進捗、試験等にあわせて、撮影を行い、工事竣工後、早期に書類を作成の上、提出すること。

## (11) 竣工図書の作成

竣工図書は、工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし、次に掲げるものを作成し、建設工事完了後、市に提出すること。

### ① 図面の作成

- ・図面の作成は CAD による。(納品は、DXF 及び JWW 形式 )

### ② 竣工図書

竣工図書は、次に掲げる内容を含むものし、設計や工事内容に応じ、追加する必要がある図書が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

- ・配置図、案内図、室名及び室面積等が表示された各階平面図、立面図、断面図及び仕上表
- ・各階の各種電気設備に係る配線図及び文字・図示記号
- ・分電盤、動力制御盤等の電気設備の単線接続図
- ・屋外配管図(雨水排水を含む)、衛生配管、空調配管、空調ダクト、自動制御等の各階平面図及び図示記号
- ・電気室の平面図、機器配置図及び電気設備の各種構内線路図
- ・主要機械室平面図及び断面図並びに基準階トイレ詳細図
- ・各種系統図
- ・主要機器一覧表
- ・熱源機器、昇降機器等の主要機器図
- ・その他必要な図書は、協議の上決定する。

また、以下の部数を市使用分として、本施設の適切な場所に保管する。

図書名	体裁	部数
竣工図書(製本)	A2(見開き A1)	1 部
竣工図書(製本)縮小版	A4(見開き A3)	3 部
電子媒体(ワード、エクセル、PDF、CAD 等)	CD-R 等	適宜
施工図	A2(見開き A1)	1 部

竣工図面データは、PDF 及び DWG、JWW 方式とし、竣工図原寸サイズで記録すること。文字、図面等が明確に確認できるものとすること。

## (12) 施設の維持保全に係る資料の作成

事業者は、市と協議の上、施設の保全に係る資料として、施設の維持管理にかかる費用の予定額等と、工事完了後に施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な保全計画についての資料(A4 判)を作成し、建設工事完了後、次表に定めるところにより、市に提出すること。

また、以下の部数を市使用分として、本施設の適切な場所に保管すること。

図書名	体裁	部数
施設の維持管理に係る資料	A4	4 部
電子媒体(ワード、エクセル、PDF、CAD 等)	CD-R 等	適宜

### (13) 完成写真等

事業者は、完成写真を撮影し、建設工事完了後、次表に定めるところにより、市に提出すること。なお、完成写真の撮影を第三者が行う場合は、完成写真を市及び市が認めた公的機関等の広報に、著作権者名を表示せずに無償で使用することができるようすること。

また、事業者は、あらかじめ市の承諾を得た場合を除き、完成写真を公表することや、完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

図書名	体裁	部数
カラー写真アルバム	適宜	3部
電子媒体（ワード、エクセル、PDF、CAD等）	CD-R等	適宜
施設パンフレット	—	適宜

### (14) その他

事業者は、建設工事に際して、関連法令等の他、次の事項について遵守するものとする。

#### ① 工事の周知

施工方法と工程計画について、近隣住民等及び関係機関に対し周知を図ること。

#### ② 施工中の安全確保

常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工にともなう災害及び事故の防止に努めること。

#### ③ 施工中の環境保全

ア 関係法令等に基づくほか、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染及び水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努めること。

イ 工事材料の使用に際しては、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努め、作業環境の改善及び作業現場の美化等に努めること。

#### ④ 災害時等の対応

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに市に報告すること。

#### ⑤ 建設資材等のリサイクル

建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準や管理マニュアル等に基づき、適正な処理に努めること。

また、下記の書類を整理し提出すること。

ア マニフェスト

イ 産業廃物系統図

ウ 再生資源利用促進利用計画書（実施書）

エ 設計数量対比表、集計表

オ 各処分地の処分業許可証

カ 各収集運搬業者の収集運搬業許可証

キ 収集運搬業者及び処分業者との契約書

ク 処分地への搬入日時、搬入経路地図

ケ 処分地までの追跡写真

コ その他

## ⑥ ホルムアルデヒド及び VOC 対策

- ア 建設工事に使用する材料等は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、材料に応じてホルムアルデヒド等の有害物質を拡散させない又は拡散が極めて少ないものを使用すること。
- イ 室内空気に含まれるホルムアルデヒド及び VOC 対策として、工事後の施設の引渡しにあたり、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン及びエチルベンゼンについて所定の測定方法により計測を行い、当該施設の室内空気環境が厚生労働省の指針値以下の状態であることを確認すること。
- ウ 事業者による完成検査に先立ち建築工事監理指針に基づいた検査を行い、その結果を市に報告すること。
- エ 測定値が「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」（令和7年1月7日付医薬発0117第1号厚生労働省医薬局長通知）に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成確認までに是正措置を講ずること。

## ⑦ 検査記録

検査記録について、検査中の状況写真に加えて、修補指示を受けた事項について、その内容を記録した書面と、是正前、是正中及び是正後の写真を添付すること。

### **3. 工事完成後業務**

#### **(1) 事後調査**

- ① テレビ電波受信障害調査を行い、着工前テレビ電波受信障害調査との比較を行い、必要に応じてテレビ障害防除対策を市に提示すること。
- ② 本事業の全ての工事完了後に市の立会いのもと、学校施設台帳作成等のために敷地の測量を実施すること。
- ③ その他、必要に応じて事後調査を実施し、市と協議の上、事業者の責任において本事業にて必要な対策を講じること。

#### **(2) 事業者による完了検査**

- ① 事業者は、事業者の責任及び費用において、本施設及び周辺環境部分の完了検査及び機器、整備備品等の試運転検査等を実施すること。
- ② 完了検査及び機器、整備備品等の試運転検査等の実施については、それらの実施日までに、市に書面で通知すること。
- ③ 市は、事業者が実施する完了検査及び機器、整備備品等の試運転検査等に立ち会うことができる。
- ④ 事業者は、市に対して完了検査及び機器、整備備品等の試運転検査等の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

#### **(3) 工事完了手続**

事業者は、市による完成確認後、遅滞なく建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証、引継書を市に提出するとともに、必要となる諸手続を完了すること。

## 4. 検査及び引渡し業務

### (1) 市の完成確認等

市は、事業者による完了検査及び機器、整備備品等の試運転検査等の終了後、本施設について、次の方法により行われる完成確認を実施する。

- ① 市は、事業者の立会いの下で、完成確認を実施する。
- ② 完成確認は、市が確認した設計図書との照合により実施する。
- ③ 市の完成確認での指摘事項は、事業者の責任において引渡しまでに修補すること。
- ④ 事業者は、機器等の取扱いに関する市への説明を、試運転検査等とは別に実施すること。

### (2) 引渡し業務

事業者は、市から本施設の工事の完成確認通知を受領した後、完成図書及び機器等の付属品、説明書等を添えて市に引き渡すこと。